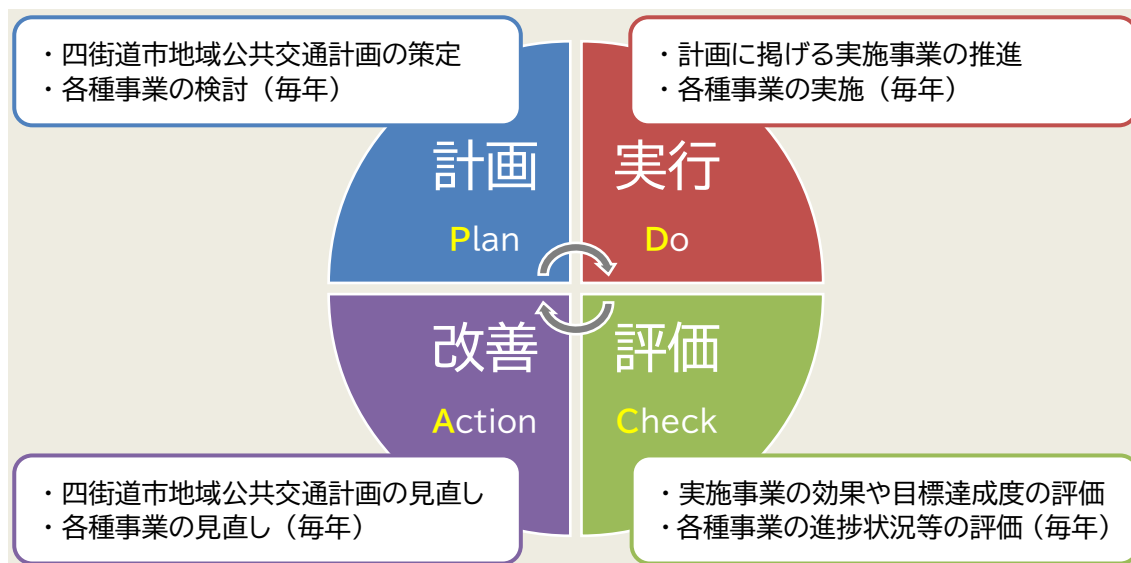


第6章 計画の達成状況の評価

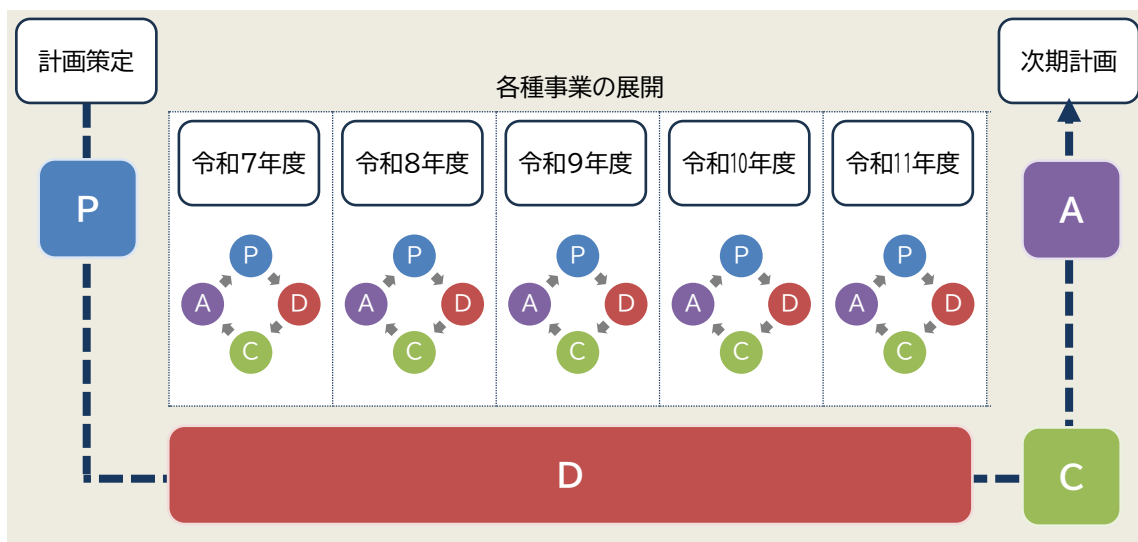
1. 計画の推進体制

本計画に定めた目標の達成に向けて各種事業の着実な推進を図るため、四街道市地域公共交通会議において、PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を行います。

■ 四街道市地域公共交通会議における進行管理



■ 四街道市地域公共交通計画におけるPDCAサイクルの概念



2. 評価方法及びスケジュール

計画全体の達成状況の評価は、計画期間の最終年度となる令和11（2029）年度に、地域公共交通利用者数の実績や各種アンケート調査の結果等を踏まえて行います。

また、計画期間中は実施事業の評価を毎年度行い、必要に応じて各種事業の内容等を見直すことで、将来的な課題にも柔軟かつ適切に対応していきます。

■ 評価スケジュール

内 容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域公共交通会議の開催	●	●	●	●	●
地域公共交通利用者数の把握	●	●	●	●	●
実施事業（進捗状況等）の評価	●	●	●	●	●
市民アンケート調査				●	
地域公共交通利用者アンケート調査				●	
計画全体（目標達成度）の評価					●

■ 指標及びデータ取得方法

指 標	データ取得方法
基本方針1 地域の実情に応じた地域公共交通ネットワークの形成	
指標1 公共交通利用者数	交通事業者保有データにより毎年計測
指標2 バス運行路線数	バスの運行状況により毎年計測
指標3 グリーンスローモビリティの活用検討地域	新規実証実験の実施状況により毎年計測
基本方針2 将来にわたって持続可能な地域公共交通の実現	
指標4 利用促進に向けた取組	施策の実施回数により毎年計測
指標5 運転手確保に向けた取組	説明会等の後援・共催回数により毎年計測
指標6 補助対象バス路線の収支率	事業報告書等の資料から毎年計測
指標7 補助対象バス路線の行政負担額	普通会計決算より毎年計測
基本方針3 誰もが利用しやすい地域公共交通の環境整備	
指標8 利便性向上に向けた取組	交通結節点の整備状況により毎年計測
指標9 地域公共交通に関する情報の提供	公共交通マップの発行状況により毎年計測
指標10 日常の移動のしやすさ	市民意識調査（令和10年度）により計測

参考資料

1. 四街道市地域公共交通会議条例

(設置)

第1条 市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の推進に必要な事項を協議するため、四街道市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市内における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じたバス等による適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 千葉県バス協会の代表
- (4) 千葉県タクシー協会の代表
- (5) 公募による市民
- (6) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 印旛土木事務所長又はその指名する者
- (8) 四街道警察署長又はその指名する者
- (9) 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (11) 市長又はその指名する者
- (12) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の規定にかかわらず、任期内であっても、特定の職にある者として委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 交通会議に、特別な事項を調査審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項に必要な者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第8条 交通会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 第4条及び第6条の規定は、部会について準用する。

4 交通会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって交通会議の議決とすることができる。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

■ 四街道市地域公共交通会議委員名簿（任期：令和6年5月1日～令和8年4月30日）

委員氏名	選出区分	所属団体	備 考
小早川 悟	条例第3条 第2項第1号	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	会 長
江守 央	条例第3条 第2項第1号	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	副会長
佐藤 克己	条例第3条 第2項第2号	千葉内陸バス株式会社 代表取締役社長	
渡邊 友樹	条例第3条 第2項第2号	ちばグリーンバス株式会社 代表取締役社長	
清原 彰一	条例第3条 第2項第2号	エミタスタクシーアスカ株式会社 常務取締役	
森 滉貴	条例第3条 第2項第2号	有限会社ニュー千都タクシー 営業部長	
成田 斉	条例第3条 第2項第3号	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	
高山 和征	条例第3条 第2項第4号	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事	
伊藤 恭子	条例第3条 第2項第5号	公募市民	
菊地 隼二郎	条例第3条 第2項第5号	公募市民	
土門 鈴子	条例第3条 第2項第5号	公募市民	
平賀 純子	条例第3条 第2項第5号	公募市民	
馬淵 昭二	条例第3条 第2項第5号	公募市民	～令和6年7月
小林 聡	条例第3条 第2項第6号	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	
伊藤 壮祐	条例第3条 第2項第7号	千葉県印旛土木事務所 調整課長	
渋沢 琢磨	条例第3条 第2項第8号	四街道警察署 交通課長	
金森 浩一	条例第3条 第2項第9号	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 四街道駅長	
植園 寿夫	条例第3条 第2項第10号	千葉内陸バス株式会社 労働組合 執行委員長	
長田 崇志	条例第3条 第2項第11号	四街道市 経営企画部長	
伊藤 智剛	条例第3条 第2項第11号	四街道市 地域共創部長	
渡辺 暢	条例第3条 第2項第11号	四街道市 福祉サービス部長	
野口 周平	条例第3条 第2項第11号	四街道市 都市部長	
高山 裕明	条例第3条 第2項第12号	千葉県総合企画部 交通計画課 地域公共交通担当課長	～令和6年5月
伊藤 昌央	条例第3条 第2項第12号	千葉県総合企画部 交通計画課 地域公共交通担当課長	令和6年6月～
及川 哲	条例第3条 第2項第12号	四街道市社会福祉協議会 事務局次長	
吉橋 史雄	条例第3条 第2項第12号	四街道市商工会 理事	

2. 策定経過

会 議／日時等	議 題
令和6年度 第1回 四街道市地域公共交通会議 日時：令和6年5月13日 14:00～ 場所：四街道市文化センター203号室	・ 四街道市地域公共交通計画策定方針について
令和6年度 第2回 四街道市地域公共交通会議 日時：令和6年6月28日 10:00～ 場所：四街道市文化センター203号室	・ 公共交通に関する実態調査の概要について ・ 地域交通の確保に向けたこれまでの取組等について
令和6年度 第3回 四街道市地域公共交通会議 日時：令和6年10月21日 14:00～ 場所：四街道市文化センター203号室	・ 公共交通に関する実態調査の結果について ・ 四街道市地域公共交通計画骨子（案）について
令和6年度 第4回 四街道市地域公共交通会議 日時：令和6年12月25日 10:00～ 場所：四街道市文化センター203号室	・ 四街道市地域公共交通計画（案）について
令和6年度 第5回 四街道市地域公共交通会議 日時：令和7年1月30日 10:00～ 場所：四街道市文化センター201・202号室	・ 四街道市地域公共交通計画（案）について

3. 用語集

あ行	
用 語	説 明
ICT	情報通信技術(Information and Communication Technology)の略。情報や通信に関する技術の総称。
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、公開されたデータのこと。

か行	
用 語	説 明
グリーンスローモビリティ	時速20km 未満で公道を走ることができる電動車（電気自動車やハイブリット自動車）を活用した小さな移動サービスのこと。
交通結節点	バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車などさまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点のこと。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる調査のこと。
コミュニティバス	一般的に、交通事業者以外の市町村や自治会等が主体となり、地域住民の利便性向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両使用、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバス。法令で明確に定義されている運行形態ではなく、民営の路線バス（乗合バス）と同様、道路運送法等の規定に従うもの。

さ行	
用 語	説 明
自家用有償旅客運送	バス・タクシー事業による輸送サービスの提供が困難であり、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとったうえで、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービスのこと。

た行	
用 語	説 明
代表交通手段	一つの移動の際に、いくつかの交通手段を乗り換えた場合の主な交通手段。
端末交通手段	鉄道やバスの駅・バス停までの（からの）交通手段のこと。
出前講座	市民団体等が主催する集会等に市職員を講師として派遣し、市政の説明、専門知識を活かした実習等を行うこと。
デマンド交通	正式にはDRT（Demand Responsive Transport：需要応答型交通システム）と呼ばれ、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。
テレワーク	情報通信技術等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をする事。
東京都市圏パーソントリップ調査	「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べるもの。

は行	
用 語	説 明
バリアフリー	高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、さまざまな障壁がバリアフリーの対象となる。
ピクトグラム	不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと。
PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の1つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する仕組み。
福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。自家用有償運送のうちの一つ。

ま行	
用 語	説 明
モビリティ・マネジメント	当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味する。

や行	
用 語	説 明
ユニバーサルデザイン	調整または特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することができる製品、環境、計画及びサービスの設計を意味する。